

灰運搬業務（大崎広域東部クリーンセンター）仕様書

総 則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する大崎広域東部クリーンセンターの灰運搬業務に適用する。

第1節 業務概要

1. 一般概要

本業務は、発注者の大崎広域東部クリーンセンターから排出される焼却灰・固化灰を大崎広域大日向クリーンパークへ運搬委託するもので、施設運営を維持するための業務である。履行にあたっては、関係法令を遵守すること。

2. 業 務 名：灰運搬業務（大崎広域東部クリーンセンター）

3. 履行場所：遠田郡涌谷町字関谷沖名291-1

4. 履行期間：令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで

5. 契約方法：運搬重量 1.0 tあたりの単価契約とする。

6. 支払方法：毎月払い（12回/年、請求書受理後30日以内に支払う）。

7. そ の 他：入札時の記入金額は、「1.0 tあたりの単価（税別）」を記入すること。

第2節 業務方針

1. 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、受注者は、他の設備への業務による影響を少なくする為にも施設を熟知し、又、本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要事項、又は、業務の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において行うこと。

2. 変更・疑義

本仕様書について履行中に疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議して定めるものとする。また、本仕様書は、原則として変更は認めないが、ただし、発注者との協議により変更する場合はこの限りではない。

第3節 業務内容

1. 主な業務内容

発注者から指示された日時に、受注者所有の運搬車両にて大崎広域東部クリーンセンターから排出される焼却灰（灰ピット室，※別紙1・2・3参照）・固化灰（灰固形化室1F，※別紙1・2・4参照）を積み込み，大崎広域大日向クリーンパーク（大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向26番地1号）へ運搬し，発注者が指定する場所へ投棄する。積込・計量・運搬・投棄の作業はすべて受注者側運転手が行うこと。

作業時には保護具着用のこと。

2. 運搬車両と運搬距離について

受注者所有の運搬車両は4t車以下（最大積載量3t以上4t未満）で，大崎広域東部クリーンセンターの灰ピット室及び灰固形化室1Fにおいて積み降ろし作業が可能な車両（深ボディタイプ・アームロール可能車含む）とすること。

大崎広域東部クリーンセンターから大崎広域大日向クリーンパークまでの運搬距離は，片道約31kmとする。

3. 予定数量及び運搬日数について

予定数量：年間2,660t

運搬日数：年間280日

但し，予定数量及び運搬日数に達しない場合でも打ち切ることがある。また，予定数量及び運搬日数を超えることがある。

参考（令和4～6年度の焼却灰等搬出実績）

	令和4年度			令和5年度			令和6年度(1～3月見込み)		
	搬出量(t)	運搬日数(回数)		搬出量(t)	運搬日数(回数)		搬出量(t)	運搬日数(回数)	
4月	247.80	25日	69回	212.00	21日	57回	192.22	24日	71回
5月	274.19	26日	76回	242.66	24日	65回	210.50	25日	74回
6月	258.29	25日	70回	243.41	24日	65回	228.47	28日	82回
7月	239.97	25日	65回	231.92	24日	62回	200.78	25日	71回
8月	262.02	24日	71回	238.15	22日	64回	227.85	27日	81回
9月	233.36	22日	63回	205.66	21日	55回	188.68	26日	68回
10月	235.27	27日	63回	222.73	22日	60回	215.37	26日	78回
11月	243.18	25日	65回	210.46	23日	57回	191.20	25日	71回
12月	201.34	21日	54回	204.54	25日	56回	188.15	26日	69回
1月	174.55	18日	48回	187.31	22日	51回	180.93	20日	50回
2月	164.64	17日	44回	174.21	22日	53回	169.43	20日	49回
3月	229.07	21日	62回	188.64	22日	59回	208.86	22日	61回
合計	2,763.68	276日	750回	2,561.69	272日	704回	2402.44	294日	825回

※令和6年度1～3月見込みは，令和4・5年度同月平均にて算出。

4. 緊急時の対応について

発注者から緊急時の積み込み運搬の依頼があった場合には早急に対処すること。また，発注者の指示により一時的に運搬場所（発注者所有の一般廃棄物最終処分場）の変更がある場合につい

ても同様とする。

5. その他

- 1) 焼却灰の積み込み作業については、床上運転式クレーン（0.5 t以上5 t未満）を使用するため、有資格者が作業を行うこと。
- 2) 積み込み・運搬にあたっては、関係法令を遵守し焼却灰等の飛散・流出が無いようにすること。場所を問わず焼却灰等が散乱した場合は、直ちに清掃作業を行うこと。
- 3) 運搬作業の前には灰ピット室・灰固形化室の床面を湿潤化するため散水し、同作業後も床面を水で洗浄することとする。上記作業を行う際は必ずシャッターを閉めた密閉状態で行い、開放状態のままにはしないこと。
- 4) 焼却灰等を車両に積み込む際も密閉状態で行い、車両に灰が付着した場合は灰ピット室及び灰固形化室内で車両を洗浄すること。
- 5) 大崎広域大日向クリーンパークで投棄した際に、車両に灰が付着した場合は、同クリーンパークの発注者指定場所において車両を洗浄すること。
- 6) 運搬する際には道路に焼却灰等が飛散ないように荷台を頑丈な素材のシートで覆うこととし、大崎広域大日向クリーンパーク投棄後に帰る際も同様の状態とする。なお、農林業系汚染廃棄物と混焼した焼却灰の運搬時には、飛散防止措置のため荷台に二重シートを掛けるものとするが、ブルーシートで覆うことは不可とする。
- 7) 運搬前に発注者貸出の線量測定機器を用いて、車両の線量測定及び用紙記入を行う。
- 8) 運搬する焼却灰等の重量は、大崎広域東部クリーンセンターのトラックスケールにて車両の計量をすること。
- 9) 大崎広域東部クリーンセンターの稼働（平日・土日及び祝祭日）に合わせ、発注者から依頼があれば積み込み運搬を行うこと。
- 10) 付着物を除去するため、大崎広域大日向クリーンパークの発注者指定場所において、運搬車両退出時にタイヤ周辺を洗浄する。
- 11) 焼却灰の大崎広域大日向クリーンパークへの搬入は基本開閉門となる午前8時30分から午後5時までの間に行うものとするが、農林業系汚染廃棄物と混焼した焼却灰の運搬は農林業系汚染廃棄物焼却実施計画のとおりとする。また、冬期間の搬入については運転管理委託業者の除雪作業終了時となる場合がある。

なお、開門用の鍵・計量用のカードについては貸与する。
- 12) 灰クレーン操作室のガラス清掃（内側を週1回）、灰クレーンの清掃（使用毎時の最後）とグリスアップ（週1回）を行うこと。
- 13) 業務中に事故並びに事故等による、破損または横転し、灰の漏出があった場合は速やかに発注者へ連絡すること。
- 14) 車両の運転においては制限速度等（道路交通法）を厳守し常に安全運転に努めること。
- 15) 農林業系汚染廃棄物の混焼に伴い、業務期間内の混焼が始まる前と最後の混焼灰運搬後に、電離放射線健康診断を運搬員全員受診すること。なお、受診料については受注者負担とする。
- 16) 作業中は作業員被ばく量管理のため個人線量計を携帯し、所定の用紙に記入すること。

また、月末には集計し用紙を提出すること。（測定器については発注者が用意する。）
- 17) その他詳細については、発注者と協議すること。
- 18) 請求書作成については毎月の運搬量合計で発注者に請求すること。

※ただし合計金額の端数（小数点以下）については切り捨てて、請求書を作成し請求すること。

第4節 業務完了及び提出図書等

1. 業務完了

受注者は業務完了後、速やかに完成時提出書類を組合に提出し、発注者検査職員立会いのもとに完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

2. 提出図書等

受注者は、下記図書等を作成し提出するものとする。

- 1) 着工時：着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書及び経歴書、各資格証の写し（運転免許証・クレーン資格証明書）、その他指示する図書
- 2) 完了時：作業完了報告書（毎月）、運搬明細報告書（毎月）、個人線量計測定表（毎月）、農林業系汚染廃棄物焼却灰運搬車両記録簿（毎月）、給付完了通知書（業務完了時）、その他指示する図書
- 3) 提出部数：上記の書類について発注者より指示がない場合は、各1部の提出とする

第5節 その他

1. 許認可申請

内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により代行する。

2. 有資格等

- 1) 焼却灰等を運搬する車両の運転資格を有する他、積み込む際の機械設備等を操作できる作業員が行うこと。
- 2) 運転手はダイオキシン暴露防止に対する特別教育を受講したものに限る。

3. 業務の基本的事項

本業務施工に際しては、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 業務中の危険防止対策を十分行い、また、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生が無いように努めること。また、作業にあたっては、「労働安全衛生法」及び「消防法」の関係所諸法令の規定を遵守し施設の運転、点検清掃等の作業が安全かつ衛生的に行えるよう安全衛生対策に十分配慮すること。
- 2) 他設備、既存物件等への損傷・汚染防止に努め、受注者の責任範囲において損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- 3) 本業務において発生した撤去物及び残材等の処分は、受注者の負担により全て撤去するものとする。又、その処理・処分に当たってはマニフェストを提出するものとする。

4. 長期継続契約

- 1) 本業務は長期継続契約であるため、翌年度以降における発注者の歳出予算において、即契約

済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。

- 2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、協議して定めるものとする。

5. 暴力団等の排除について

- 1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- 2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

以上